

メトロギャラリー掲出基準

メトロギャラリー取扱要領（平成 20 年 6 月 25 日交通事業管理者決裁）中、「5 掲出作品」において定める基準は下記のとおりとする。

記

1 掲出ができる作品

周辺地域のサークル等や札幌市を舞台に活動するアーティスト等、個人・団体、プロ・アマ問わず、絵画、書道、写真、手芸作品等の文化芸術作品とする。

なお、掲出可能な作品の規格等は以下のとおり。

(1) 大きさ

ア 絵画・写真については、1 作品につき A1 サイズ程度まで

イ 書道・手芸作品については掲示板に掲出できるサイズまで

(2) 重さ

ア ピクチャーレール 1 本につき 20 キログラム（2 本設置）まで

イ フック 1 個につき 5 キログラム（14 個設置）まで

(3) 作品数

掲示板に収まる範囲であれば作品数は制限しない。

2 掲出ができない作品

地下鉄駅利用者が観賞した際に不快になるおそれがあるものや、個人や団体の宣伝や告知が主目的と判断されるもの等については掲出できないものとし、その基準は以下のとおりとする。

(1) 特定の政治・宗教活動の宣伝等を目的とするもの

ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するようなもの

イ 政治活動を目的とするもの

ウ 宗教団体の布教推進等を目的とするもの

(2) 営利目的とするもの

(3) 企業協賛等の表示があるもの

- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ア 暴力や犯罪を誘発するようなもの
 - イ 暴力団や殺人その他、反社会的な事柄を容認するようなもの
 - ウ 醜悪、残虐等、公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - エ 裸体や性について露骨、わいせつな表現があるもの
- (5) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 暴力や犯罪を肯定し助長するようなもの
 - イ 残酷な描写等、善良な風俗に反する表現のもの
 - ウ 暴力やわいせつ性を連想・想起させるもの
 - エ ギャンブル等を肯定するもの
 - オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (6) 人権侵害、名誉棄損等のおそれがあるもの
 - ア 他の者や集団、職業等をひぼう、中傷もしくは名誉、信用を毀損するおそれのあるもの
 - イ 人種、性別、身分、心身の障害等に関する差別的な表現のもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はプライバシー等を侵害するもの
- (7) 営利・非営利に係わらず宣伝・告知と判断したもの
 - ア 作品展やイベント開催等に関するもの
 - イ 作品の販売場所等に関するもの
 - ウ サークル等のメンバー募集や活動日等の活動内容に関するもの
- (8) 極端に厚みや重量のあるもの
- (9) 特別な管理を必要とするもの
- (10) その他交通局が不相当と判断したもの